

医事紛争のしおり

その論理、飛躍していませんか？

～気持ちはわかりますが、ちゃんと確認・記録・記載はしましょう～

岡山県医師会理事 宮本 宣義

皆さんは日常生活の中で、「あなたがそう言いたくなる気持ちは理解できないこともないけれど、その原因と結果に確かな因果関係があるものとして結びつけるのはさすがに無理があるのではないか。」と思うような場面に遭遇したことはないでしょうか？例えばですが、

例文：大雨の影響で、昨夜に交通事故が発生した。

といった具合に、パッと見ると何となく正しそうですが、よく考えてみたら論理的には必ずしも結び付かない2つの事柄を無理やりつなげてしまっている、という類のものです。たしかに雨が降れば地面が滑りやすくなる等の影響は出るでしょうから、交通事故の発生確率は上がるのかもしれませんが、昨夜の交通事故の本当の原因は運転者のわき見運転であった可能性もあります。つまり、可能性は十分あると思われるが、必ずしも「雨が降った＝昨夜の事故の原因」ではない、ということが重要なポイントとなります。したがって例文の場合ですと、もし本当に交通事故の原因が雨なのであれば、「●●という理由で交通事故の原因は雨であると断言できる」という、いわば論理の飛躍を補うための十分な補足説明がない限り、交通事故の原因は雨であるとまで言い切ることはできません。

さて、こうした論理の飛躍についてですが、例えば、友人同士での会話等の日常生活で発生する可愛らしい内容であれば「それはさすがに無理でしょう。」と笑い話で終わり、問題にすらならないことが多いですが、いざ裁判まで発展するような案件において、自らの主張内容について論理の飛躍があった場合はどうでしょうか。当然、裁判所は論理の飛躍については認めてくれませんので、この論理の飛躍が原因となり敗訴することとなります。ということで、今回ご紹介したい事例は、「患者との信頼関係破壊を理由とした不妊治療の継続拒否につき、正当な事由があったとは認められないとして慰謝料の支払いが認められた事例」（東京地裁、令和3年3月30日判決、事件番号 平成31年（ワ）第3093号）に係る判例です。

（概要）

Yクリニックとの間で診療契約を締結した女性患者は、平成29年9月15日までの間、合計35回にわたって不妊治療を受けていたところ、9月20日、患者の知り合いと名乗る女性が、Yクリニックから帰宅途中だったB看護師に声をかけたため、B看護師が当該女性を携帯電話で撮影したところ、女性ともみ合いになり、撮影データを削除されるという事件が発生し、B看護師が警察に被害届を出したため、Yクリニックで主治医だったA医師は患者らに架電し、今後診療はできない旨を伝えた。また、患者の夫が平成30年2月22日ころ、寄託している凍結精子の保存の延長を申し出、これを受けて、Yクリニックは精子の採取日及び保存終了日、保存料等を通知するとともに、所定の体外受精料金の料金表を送付した。患者らは6月11日、Yクリニックが患者の診療の求めに応じる義務があること、夫の精子を保管する義務があることをそれぞれ確認する旨の調停を申し立てたが、12月13日をもって調停は不調となった。

このため原告（本人と夫）らは、不当に診療を拒否したと主張し、債務不履行または不

法行為による損害賠償請求権に基づき慰謝料の支払いを求め、また、凍結精子保管の更新料を請求されている患者の夫が、更新料にかかわる債務は存在しないと主張し、同債務の不存在の確認を求めた。

裁判所は、証拠や証言等から患者の知り合いと名乗る女性とB看護師の間に事件が発生したことは認められるが、患者が関与したことが明らかであるとは認められないとし、患者から適切に事情聴取しないまま、直ちに診療を拒否したことについては、不適切な点があり、事件が発生したことをもって患者にこれらを帰責することはできず、他の医療施設でも不妊治療が可能であったからといって診療拒否に正当な理由があったと認めることはできないとして、慰謝料等22万円を支払うよう命じた。また、凍結精子保存の更新料の支払い義務を負わないとした。

概要に記載がない部分について簡単に補足しますと、

- ① 知り合いと名乗る女性は、女性患者の名前を挙げ、B看護師の態度を非難していた。
- ② A医師は女性患者の夫に対して、凍結精子の更新料は1年ごとに支払うものであり、保管期間は最大5年であることを口頭で説明したと主張したが、料金表にその旨の記載はなかった。

とのことでした。さて、本件概要に目を通した際に一番最初に頭に浮かんだのは、「女性患者の知り合いと名乗る女性とのトラブル発生＝女性患者が関与している」はさすがに論理の飛躍であり、無理があったのではないかということではないでしょうか。もちろん、上記補足も含めた状況であれば、そのように考えてしまう気持ちはわかりますし、むしろ自然な感情ではないかという気さえしてきます。ただ、この裁判においては「女性患者が不妊治療をしている事実(秘密)を知っており、女性患者の名前も挙げた＝女性患者が関与したことが明らかである」とまで認めるに足りない、という判断が下されましたし、これについては私も裁判所の判断が正しいと考えています。

今回発生したトラブルの相手方はあくまで「女性患者の知り合いと名乗る女性(自称)」なので、女性患者が直接行動しているわけではありません。女性患者への聞き取りといった確認もなしに、そのまま女性患者がこのトラブルに確実に関与しているとして、一方的に診療契約を解除してしまうのはさすがに無理があったのではないのでしょうか。もちろん、女性患者に聞き取りを行ったとしても、必ずしも真実の回答が得られるとは限りませんが、診療契約の解除という手段を選択するのであれば、少なくとも女性患者に反論の機会は提供し、その反論内容も記録した上で、クリニックとして「●●という理由で、女性患者が関与したと断言できる」という状態にしておく必要はあったのではないかと思います。

クリニック側としては「そこまで知っているのであれば、女性患者の関与があると考えるのが普通ではないか。」と考えてしまうのも無理はありませんし、仮に私自身がもしクリニック側の当事者だったらと考えた場合、本件と同じような気持ちや印象を持ってしまう可能性も十分にあります。ただ、今回の判例から学ぶべきことは「気持ちや印象だけでは客観的な資料になりえない」ということであり、訴訟といった万が一の際に必要な確認・記録・記載ができていないか、裁判官をはじめとした「自分(自院)ではない他者」から見ても理解してもらえる内容となっているか、について常日頃から注意しておきたいと思えます。